

標である「国民所得の1%」から「国民総生産の最低1%」の支出に引き上げること、などを申し合せた。

一方、先進国側(21か国が参加)でも、さる10月19、20日の両日、パリで開かれたO E C D貿易委員会において、米・英・西ドイツ・フランスによって構成される「特恵研究グループ」がまとめた特恵実施原則を中心にしてこの問題に対する先進国の立場を検討、きたる11月30日と12月1日に開かれる閣僚理事会に、同委員会の意見書を提出する線で準備を進めている。

一次產品問題に対する低開発国の関心の高まりは、最近における國際商品市況の動向と無関係ではない。すなわち、中東紛争以来弱含みに推移した國際商品市況は、9月にはいってやや強含みに転じたものの依然低迷を続け、ベトナム特需の恩恵を受けないインド、セイロン、インドネシア、マレーシアなどの、最近における輸出不振の大きな原因になっている。とくに、天然ゴム市況の悪化ははなはだしく、9月上旬には天然ゴム相場はポンド当たり50マラヤ・セントを割って戦後の最低を記録した。その後はマレーシア政府の懸命の努力もあってやや持ち直したが、10月末には再び9月の安値を更新した。(R S S 1号46¾マラヤ・セント)。このような情勢を背景に天然ゴム生産国を中心に、ゴムの生産国と消費国との間に商品協定を締結する動きがにわかに活発化し、マレーシアは、上記アルジェ会議においてU N C T A D事務局から、きたる11月中旬にジュネーブにおいてこの問題を討議するための会議を開催する、という約束をとりつけた。ゴム輸出収入は、マレーシア、インドネシア、ベトナム、カンボジアの輸出収入の7%をこえ、タイでは米、セイロンでは茶に次ぐ重要な輸出品として、東南アジアの外貨事情に大きな影響力をもっているので、この問題をめぐる今後の成行きが注目される。

IMF・世銀総会の概要

本年のIMF・世銀および傘下機関(I D A、I F C)の年次総会は、9月25日から29日までリオデジャネイロで開催され、107か国の代表が参加した。

今次総会では、さる8月の10か国蔵相・総裁会議で合意に達した「IMF特別引出権(以下S D Rと略称)10月号「新準備資産創設案の大綱成立」(参照)の創設に関する計画大綱」が原案どおり満場一致で承認されたのをはじめ、IMF協定(規約と慣行)の改正につきIMF理事会が、また一次產品価格の安定施策につき世銀理事会が、それぞれ検討を進める趣旨の決議が採択されるなど、数多くの成果を収めた(「要録」参照)。

世界経済の動向と政策調整の必要

総会開会の冒頭、シュバイツァーIMF専務理事が一般演説を行なったが、同氏はその中で最近の世界経済動向を明快に分析し、そこから得られる教訓を今後の政策運営に生かすべき旨を強調した。

同氏はまず、本年前半における先進国経済の停滞が一次產品国に深刻な影響を及ぼしつつある事実を指摘、これが先進国の政策調整の不円滑に根ざしたものであるとし、こうした過去の経験から次の教訓を得たいと述べた。

- (1) 経済情勢の判断と見通しには内在的困難がある。したがって、必要な統計資料を主要国間でいっそう円滑に交換することが重要である。
- (2) 所得政策は、財政・金融政策を適宜併用することによってのみ効果をあげるものであり、過剰需要が存在する場合にはその目的を達成できない。この意味で、各国当局が自国の経済情勢や諸制度に適合した所得政策の育成にたえず努めるよう期待する。
- (3) 工業国は、経済面での諸政策を効果的に組み合わせる際に、財政政策をいっそう弾力的に使

う必要がある。

(4) 主要国の財政・金融政策をいっそう調整する必要がある。その際、国際収支の赤字国、黒字国の方々が適切な調整政策をとるべきであるが、現状からみると対外準備が比較的豊富で、内外の政策目標に矛盾のない主要国(西ドイツ、フランス、イタリアなど)が、国際的調整への重要な貢献をなしうる立場にある。

現にこうした期待にこたえるかのように、昨年末以降、西ドイツ、フランス、イタリアの三国はそれ程度の差はある景気刺激的ないし景気支持的政策を展開しており、この結果、深刻な不況にあえいだ西ドイツ経済もようやく底入れの感を深めてきた。他方、米国景気は再び上昇の軌道に乗ったとみられており、世界経済は徐々に拡大ペースを速めて行くことが期待されている。

ただ、最近主要国の金利が再び騰勢を強めており、カナダ、英国があいついで公定歩合の引上げを余儀なくされる情勢となってきた。このため、IMF総会と並行して開催された10か国蔵相・総裁会議でも金利問題が一つの焦点となり、政策調整の必要があらためて確認された模様である。いずれにせよ、金利動向のいかんは世界経済の先行きに大きな影響を及ぼすだけに、主要国の財政・金融政策が今後どのような展開をみせるか、注目を要しよう。

S D R の評価

今次総会の焦点は、いうまでもなく S D R 創出計画の大綱に関する論議にあった。シュバイツァー専務理事は S D R 計画の大綱を評し、「準備(reserves)が国際社会を規制するのではなく、社会が準備を規制できるという原則を示したもの」であり、「国際金融協調の歴史上まさにブレトン・ウッズ以来『最も意義ある改善』(the most significant development)である」と指摘した。米・英両国をはじめ多くの国がこれに同調する発言を行なったが、フランスをはじめとする、西欧大陸諸国はこれに対し、いくつかの基本的見解の差異を指摘し、両者の対立が依然根深いことをあらた

めて強調する形となった。

(1) S D R の性格

まず、最も基本的な対立点として、S D R をマネー(新準備資産)とみるかクレジット(信用手段)とみるか、という問題がある。この点は S D R 計画が妥協の産物であることを象徴しており、計画に含まれている両面の性格のうち、どちらを重視するかによって見解はおのずと分かれてくる。今次総会でも、米・英両国が新準備資産としての性格を強調したのに対し、フランスが最も先鋭に信用手段としての性格を強調して、きわ立った対立をみせたが、大勢としては準備資産としての性格をより重視する見解が多かった。

開会演説の中でシュバイツァー専務理事は、「計画大綱が今後さらに発展可能なもの(capable of further development)」である点を強調するとともに、「S D R は無条件(unconditional)流動性の創出を意図したものであり、これに一定の保有義務を課したことは準備資産としての性格を示すものである」と述べた。

米・英両国もこれとほぼ同趣旨を発言したが、準備通貨国の立場から、S D R が現行準備資産を補完する——換言すればその地位を強化する——性格のものである点を強調し、S D R が創出された際は直ちに第一線準備に組み入れる意向を明らかにした。こうした立場から、両国は「復元(reconstitution)」義務についても若干の規定は必要——ことに S D R に対する信頼を確保すべき当初の段階では——ながら、現行準備資産を補完しようとする性格をそこなうものであってはならず(米国)、実際問題として、将来は制約なしに運営されるようになるだろう(英國)、と指摘した。

この点と関連して、英國は「ポンドの国際通貨としての役割は必要性に基づいたものであり、英國が威信を誇示するために創出したものではない。しかし、国際通貨制度を強化するためにポンドの役割を再検討するのであれば、ポンド債権を保有する人たちの利害をじゅうぶん考慮することを条件として、弾力的立場をとりうる」と述べ

た。これはE E C加盟問題とからんだ政治的発言とも受け取れるが、S D Rの創出を契機として国際通貨制度が新たな局面を迎えるようとしているおりだけに注目すべき指摘であった。

一方、フランスを中心とする西欧大陸諸国は、これとはかなり異なった立場から発言した。フランスはS D R計画の大綱が、あくまで国際的信用供与の可能性と方法を改善しようとするものであり、またこれがI M F協定の全面的な改正を伴うものであるかぎり賛成であるとした。しかし、「S D R提案はいかに有用であるにせよ、現行通貨制度の維持を前提としている以上、われわれの要請をじゅうぶん満たすと考えることは『危険な幻想』である」と述べた。つまり「S D Rは金に代わる新しい通貨を創出するものではなく、単に信用供与の機能を拡大しようとするものにすぎない」のであり、この意味でS D Rの創出は決して革命的なものではない」というのである。

フランス以外の西欧大陸諸国は、フランスほどきびしくはないにせよ、これにかなり近い考え方を述べている。たとえば、①S D Rは信用(credit)と返済(repayability)の原則に基づいており、したがってその創出にあたっては量とスピードを規制する必要がある(西ドイツ)、②「復元」の原則はS D Rの本質であり、S D Rを大量に創出して、世界経済のインフレ化を促進することになつてはならない(西ドイツ、オランダ)、などの指摘がそれである。

(2) S D R創出の条件

第2の問題点は、S D Rを創出するための前提条件に関するものである。フランスは予想どおりこの点を強調し、「S D Rへの依存は事前に次の一定条件を満たしたうえで臨時に行なわれるものである」と指摘した。すなわち、①世界的な流動性の不足が一致して認められること、②国際収支の調整過程につき、より満足すべき状況がみられること、③準備通貨国の国際収支赤字が消滅すること、の3点である。西ドイツも、「S D Rの創出によって国際収支の不均衡状態が長びいたり、

必要な調整過程が延引したりするようなことがあってはならない」と指摘、またオランダも、「S D Rが準備に対する真の補完物となる積極的效果は認めるが、その達成を急ぐあまり、当面の問題——2準備通貨国の国際収支赤字から生ずる国際通貨制度の不安定——の解決を無視するようなことがあってはならない」と述べた。

こうした大陸諸国の主張に対し、米・英両国は準備通貨国の立場から黒字国による国際協力の必要を強調した。すなわち、米国は「調整過程」改善の必要性を認めつつも、「今日の複雑な世界では、国際協力なくして調整過程の効果的な実施は困難である」とし、「同じ銅貨の両面にすぎない赤字国、黒字国のどちらか一方が罪をかぶるべきではない」と指摘した。かくして米国は、S D R創出に際して調整過程等に関する詳細な基準(criteria)を作ることは、それ自体の重要性が客観情勢の変化によって変わるものだけに疑問であるとし、柔軟な運営を強く期待した。

(3) S D R創出とI M F規約の改正

第3は、S D R制度の創設を機会に、発足後20年余を経たI M F規約を、より実情に即した形に改正しようとする問題である。この点についてE E C諸国は、本年7月の蔵相会議すでに合意に達しており(註)、I M Fの重要決議事項に関する議決(現行80%)を、S D R制度の場合と同様85%に引き上げることなどを意図しているとみられている。いまでもなく、E E Cの意図はI M Fの重要決議事項について拒否権を握り(85%条項が適用されると、16.7%の投票権をもつE E Cは米国——22%の投票権をもつ——と並んで拒否権を握る)、国際金融分野での発言力を強化しようという点にある。今次総会では、I M F規約改正の内容が明らかにされず、単に「I M F理事会がI M Fの現行規約と慣行を改善するための作業を進める」という内容の決議案が採択されたにとどめたため、激しい議論の応酬はみられなかった。しかし、S D Rの創出計画とI M F規約の改正と不可分とするのがE E Cの立場であり、西ドイ

ツ、フランス、オランダなどがこの点を強く指摘した。

(注) EECは、本年7月4日の蔵相会議で「SDRの創出は、6か国がIMFにおけるじゅうぶんな影響力を保証されるよう、IMFを改組することと並行して行なわれるべきである」との合意をみている。

これに対し、米・英両国は、IMF協定の内容を再検討する趣旨には反対しなかったが、明確な主張を避けた。ただ「これらの点に関する決定は、SDR創出の前提とみなされるべきではない」(米国)等、SDRの創出とIMF規約の全面的な検討とを分離して考えるべきであるとの立場を明らかにした。

いずれにせよIMF規約の改正が、前述のとおり議決方式の変更という政治的問題を含んでいるとみられるうえ、EEC側がSDR制度との並行的審議を主張しているだけに、今後IMF理事会での討議はかなり難航することが予想される。

後進国開発をめぐる論議

後進国開発の問題は、ここ数年来、流動性問題と並んで総会での論議の焦点となってきた。ことに今回は、先進国経済の停滞が後進国に深刻な影響を与えていたこと、4年越しの懸案であったケネディ・ラウンドと国際通貨制度の改革問題が一応の落着を示した結果、後進国問題が今まで以上にクローズ・アップされてきたことなどから、援助の拡大と効率化、輸出の増大——とくに一次産品価格の安定化——などをめぐって活発な論議が展開された。

まず、ウッズ世銀総裁が概要次のとおり発言、とくにIDAの増資問題(金額、分担比率等)につき可及的すみやかな合意に達するよう要請した。

- (1) 後進国では、急速な人口増加にいかに対処するかが喫緊の課題である。
- (2) 過去5年間、先進国経済の拡大に比べて、政府ベースの援助がほとんど増大していないことは遺憾である。
- (3) 後進国の債務負担(既往援助の元利払い)は、1962年以来、東アジアでは2倍以上に、また南

アジアでは90%、アフリカでは75%方ふえており、援助を受け入れても、その殆どが債務の返済にあてられている。これは援助条件がここ5年間ほとんど改善されていないことに負う面が多く、その再検討が必要である。

(4) 後進国にとって輸出収入は、先進国からの資金流入額の約4倍に相当しており、歴史的にも開発の主たる財源(main fuel)となっているが、その拡大は遅々としている。原因の一半は、後進国側の政策の誤りや輸出品の品質軽視などの面にもあるが、一つには、工業国との協力が不じゅうぶんであることによる。この問題を解決するには、一次産品価格の安定化が重要な課題である。

(1) 援助の拡充と効率的使用

援助問題については、米・英両国の国際収支問題とからんで、IDAの増資が難航しており、また、主要資本市場のひっ迫化から世銀債の起債環境も悪化しているため、後進国側はその早急な打開を強く要請した。また、債務負担を軽減するため援助条件の緩和を求める声が強く、一部には債務棚上げ問題の早急な解決を要求する向き(ユーゴなど)もみられた。

これに対し、先進国側は概要次の諸点を指摘した。

イ、IDAの増資問題については、基本的には支持する(とくに英国は積極的で、年内に解決すべしとした)が、同時に援助国(主に西ドイツ)の国際収支状況をじゅうぶん考慮しなければならない(米国)。あまり野心的な増資計画は回避すべきであり(西ドイツ)、先進国、後進国双方にとって、健全かつ可能な性格のものでなければならない(日本)。

ロ、援助を拡大するには、後進国側の自助努力(selfhelp)が不可欠である(米国、日本)が、先進国側もその必要性と緊急性を国民に訴え、同時に援助の使途と効果を国民に明示する必要がある(日本)。

ハ、主要国の資本市場がいずれもひっ迫している現状では、世銀債を単一市場で起債すべきではな

く、黒字国が国際収支調整のためにも市場を積極的に解放すべきである(米国)。

ニ、世銀による補足融資(supplementary financing)のスキームは、IMFの補償融資(compensatory financing)制度との関係など多くの問題を含んでおり、慎重な検討が必要である(日本)。

(2) 一次產品価格の安定化

後進国の輸出を安定的に拡大させるには、貿易、貿易外障壁の撤廃と並んで、一次產品価格の安定化が不可欠とされている。ことに近年、一次產品価格の低落による交易条件の悪化が、援助の効果を大きく減殺しているだけに、今次総会でもこの問題に対する後進国側の関心はきわめて強かった。世銀当局に対し、価格安定の方途を研究するよう要請した決議が採択されたのもこのためである。

ことに、旧仮領アフリカ諸国がフランスと一緒にとなってこの問題の重要性を指摘した。前記決議案もこれら15か国の代表による共同提案の形で提出されたもので、フランスはとくに熱帶産品に対する市場を、国際的に組織化する(international organization of the market)必要を強調した。この主張は、フランスがかねてからいだいているもので、旧植民地との経済的紐帶関係を維持しながら、南北問題に対し積極的な姿勢を打ち出す点に最大のねらいが秘められている。

いずれにせよ、一次產品価格の安定化は「古くて新しい問題」であり、先進国・後進国間だけでなく、先進国相互間でも利害が対立しているだけに、その解決は容易ではないとみられるが、世銀が今後この問題を検討するにあたり、既存の各商品協定との関係やケネディ・ラウンドで示されている穀物協定などとの関係、さらにはIMF補償融資制度との関連などをどのように調整し、いかなる具体的方策を提示するかが注目される。

む　す　び

今次総会が、過去4年間にわたって展開された国際流動性論議を集約し、SDR創出計画の大綱を満場一致で承認したことは、国際金融史上まさ

に『ブレトン・ウッズ以来の壯挙』として高く評価されるべきであろう。近年、金の生産が比較的高水準で推移しているにもかかわらず、民間需要がおう盛であったため、自由世界各国の公的金準備の増勢が大幅に鈍化し、昨年以降は純減を続けている(昨年中9.5億ドル、本年第1四半期中4.9億ドルの各減少)といった深刻な情勢が、長びいた流動性論議に一応の終止符を打つ契機となった点はいなめないであろう。しかし、それにしても主要国がこれまで精力的な検討を進め、「人類の英知による準備の創出」計画に成功した意義は、決して小さいとはいえない。

ただ、今次総会の論議をみてもわかるように、問題の本質的側面についてはまだ主要国間の見解は完全な一致をみるに至っていない。SDRの性格をどうみるか、SDR創出とIMF規約の全面的検討とを密接不可分とみるかいなかなどの点で、フランスを中心とする欧州大陸諸国と米英両国の主張は大きく対立したままである。今後、IMF理事会がSDR計画を具体化して行く過程で、こうした問題点をどのように煮つめて行くか、また、それによってSDR計画が現実に運営可能な制度として定着しうるかどうかが大いに注目される。

一方、後進国問題については、今次総会の論議を通観して明らかのように、援助の拡大、援助条件の緩和、一次產品価格の安定化など、いずれも数年来の課題が蒸し返された形となった。この間、IMFを通ずる補償融資スキームが制度化され、また、援助目標(国民所得の1%)が先進国によって合意されるなど、徐々に成果はあがっているものの、複雑多岐にわたる問題の性格からみると、後進国側の要請はまだほとんど満たされていないのが現状である。ケネディ・ラウンドに次いで、国際流動性問題についても一応の合意が成立した現在、今後南北問題が国際経済面での課題としていっそう強く浮かび上がってくることは必至であろう。

しかし、予想される多くの困難にもかかわら

ず、問題点がわずかずつではあれ、解決の方向にあるという大勢を見落とすべきではあるまい。シユバイツァー専務理事は冒頭演説の中で、SDR計画の大綱につき合意が成立した事実に触れ、「ケネディ・ラウンドにせよ流動性交渉にせよ、われわれが得た明白な教訓は、最も困難な問題でも『意志』さえあれば解決できるということである」と述べているが、この教訓は今後も生かされなくてはならない。

英國の公定歩合引上げについて

英蘭銀行は10月19日、公定歩合を0.5%引き上げて6.0%とし、即日実施する旨発表した。同行は本年上半期中、国内景況の不振に対処するため、海外金利低下の機を見て公定歩合を3度引き下げたが(1月26日7.0→6.5%、3月16日6.5→6.0%、5月4日6.0→5.5%)、今回の措置はそうした政策意図に逆行するものであり、それだけに英國の置かれている立場がきわめてきびしいことを物語るとともに、国際協力による金利引下げの困難さを示すものとして注目される。以下、今次措置実施の背景、影響等についてみてみよう。

公定歩合引上げの背景

英國の公定歩合引上げは、英蘭銀行の公式声明(「要録」参照)にみられるとおり、ポンドの売り圧力が強まっている状況に対処してとられたものである。すなわち、ポンド相場は本年6月以降、中東紛争を契機とする短資の流出(9月末金・外貨準備は、976百万ポンドと65年9月以降の最低)などによって低落してきたが、ここもと、以下のような事情から短資の流出、ポンド相場の低下傾向にいっそうの拍車がかけられるに至ったため(10月13日のポンド直物相場は、2.7824ドルと57年9月以来の安値)、英蘭銀行は公定歩合の引上げを余儀なくされたといえよう。

(1) 内外金利差の縮小

英蘭銀行は、本年上半期中の3度にわたる公定歩合引下げにあたって、対外面への配慮から、内外金利差を英國フェイバーに維持できる程度の引下げ幅にとどめ、引き続き若干の短資流入を図る方針をとってきた。しかし年央以降、米国の市中金利が上昇に転じ、またユーロ・ダラー金利も強含みに推移するなど、海外金利の上昇が目だってきた。これに加えてポンド不安の高まりから、先物ポンド相場が大幅に下落、先物カバー・コストも増大した。この結果英蘭銀行は、国内金利の引